

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3045号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

「令和2年度及び令和3年度 資格取得・就労支援事業業務委託について財政局契約第二課が公表の遅れについて指導した内容がわかる文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3045号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3045	令和3年5月14日	令和3年5月24日	令和3年5月28日	令和3年6月28日	個人	市長

### 3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3045	「令和2年度及び令和3年度 資格取得・就労支援事業業務委託について財政局契約第二課が公表の遅れについて指導した内容がわかる文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 <b>不存在</b> （当該請求に係る文書は作成しておらず、保有していないため）	原処分 妥当

### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3045	<b>《答申に当たっての適用条例について》</b> 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。）旧条例に基づきなされた処分に対す

答申 番号	判断の要旨
3045	<p>るものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《物品・委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについて》</b></p> <p>横浜市では、発注する物品・委託等に係る一般競争入札及び指名競争入札の取扱いについては、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）、横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定。以下「要綱」という。）等により定めている。入札結果については、要綱第66条に基づき、件名、入札日、入札方式、落札者名、落札金額、入札者名、入札者の各回の入札金額等を、落札者及び落札金額の決定後速やかに公表又は求めに応じて提示するものとしている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、発注・契約担当部署として健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課（以下「担当課」という。）が入札を行った「資格取得・就労支援事業業務委託」の入札結果を速やかに公表すべき旨を、財政局契約部契約第二課（以下「契約第二課」という。）が口頭で注意喚起した内容について記録された文書と考えられる。</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在》</b></p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 契約第二課においては、一般市民や事業者から様々な問合せを日常的に電話で受け、昼休憩の時間は当番制で、それ以外の時間は電話をとった職員が対応するが、問合せ対応等に当たりメモ、記録等を作成する旨の規定はなく、通話内容も録音していない。ただし、組織的な判断を要する案件で、電話や窓口の対応で直ちには完結しないもの等は、必要に応じて経過メモや対応記録を作成し、課内で共有する。例えば、入札参加事業者から入札結果に疑義がある旨の問い合わせがあった場合は、設計書の内容等を発注課に確認し、入札結果について有効無効を組織的に判断することがある。</p> <p>そのほかに、契約第二課では、談合情報の通報等に関する「談合110番」、不適切な経理処理の相談に関する「物品・委託等の不適切な経理処理の相談窓口」を設けており、必要に応じて寄せられた通報を記録し、対応している。</p> <p>(イ) 当該契約については、「入札結果の公表がなされていないのではないか。」との問合せがあり、契約第二課がすぐにウェブサイトで状況を確認して担当課に電話で連絡したところ、速やかに公表がなされ、対応が直ちに完結した事案である。問合せは匿名であったため連絡先等の記録もなく、全庁的な注意喚起が必要な事案でもないため、特段の文書は残っていない。</p> <p>(ウ) また、発注部署である担当課への注意喚起について、電子メールなど電話以外でのやり取りは行っておらず、通話内容は録音していない。</p> <p>(エ) さらに、担当課においても、上記注意喚起を受けて文書を作成した事実はない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>なお、旧条例第30条において、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるように規定されていることから、上記入札結果のように公表すべき事項は、失念することなく適時に公表することが期待される。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（情報提供等の拡充）

第30条 市は、市民生活の利便の向上に資すると認められる行政資料等を積極的に収集し、及び適正に保管して、当該行政資料等を市民の利用に供することができるよう努めるものとする。

- 2 市は、市政に関する情報を市民に的確に提供できるよう、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881